

審査方法及び採点について

1 選定審査方法について

面接審査が終了後、書類審査の内容も含めた点数を採点し、採点委員の総合計得点に基づいて候補者を選定する。

2 採点について

総合計得点は、「100点満点／人×採点委員数＝満点」

（例：採点委員が5人の場合は500点）

- ※ 総合計得点において最上位の団体であっても、総合計得点が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しない。
- ※ 得点が次順位の団体を次点の候補者とする。
- ※ 採点において、同点になった場合は、別添「資料3」のとおりとする。
- ※ 書類審査又は面接審査において欠席委員がいる場合の取扱いは次のとおりとする。
 - ① 書類審査で欠席委員がいる場合、当該欠席委員は面接審査に出席すれば採点可能とする。
 - ② 面接審査で欠席委員がいる場合、当該欠席委員は採点できない。

3 採点作業について

採点については、自らがその施設の利用者であるという観点から行う。

また、その施設や、採点項目について専門知識を有する場合は、専門的な観点から判断し採点を行う。

以上の点を踏まえ、選定基準の全ての項目（後述の「5 採点方法を指定する項目について」を除く。）について採点を行う。

4 採点を行う上での目安について

書類審査及び面接審査の採点は、以下の表を目安とし整数で採点を行う。

採点基準目安で採点しがたい場合に、目安間の点で採点することも可能とする。

（例：10点満点の9点、5点、30点満点の20点、10点など）

採点基準	配点 5 点	配点 10 点	配点 18 点	配点 30 点
特に優れている（高度な能力を有している）	5 点	10 点	18 点	30 点
優れている（優れた能力を有している）	4 点	8 点	14 点	24 点
普通（一応の能力を有している）	3 点	6 点	11 点	18 点
多少不十分（多少能力が乏しい）	2 点	4 点	7 点	12 点
不十分（能力が乏しい）	1 点	2 点	4 点	6 点
劣っている（能力がない）	0 点	0 点	0 点	0 点

5 採点方法を指定する項目について

■ 「(6) 管理経費の縮減が図られること。」の「③ 指定管理料の削減」

市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（小数第2位四捨五入）に応じて、以下のとおり点数を付与する。

該 当 要 件	配点
2 %以上 4 %未満	1 点
4 %以上 6 %未満	2 点
6 %以上 8 %未満	3 点
8 %以上	4 点

■ 「(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件」の「⑤ 市の施策に整合する取組実績等」 次の①～⑦の項目に該当する場合は、配点（3点）を上限として項目ごとに1点ずつ付与する。（※ グループ応募の場合は、④及び⑥の項目を除き、すべての者が満たしていること。）

該 当 要 件		配点
①	次のいずれかに該当する場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和6年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を1人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 ＊ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者	3 点
②	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合	
③	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合	
④	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	
⑤	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に規定する高年齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年の引上げ（同項第1号）又は定年の定め廃止（同項第3号）を行っている場合（同項第2号の継続雇用制度は対象外）	
⑥	市内に本社・本店を有している場合 （グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	
⑦	I S O 1 4 0 0 1 の認証、エコアクション21の認証・登録、K E S（ステップ2以上）の登録又はエコステージ（ステージ2以上）の認証のいずれかを受けている場合	